

○国土交通省令第五十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三百三十一条の十四及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十条第三項の規定に基づき、国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則及び航空法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年 六月 十七日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則及び航空法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は

、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(操縦者の通報の方法)

第二条 法第十条第二項第一号又は第二号に掲げる小型無人機等の飛行を行うおとする者(以下「操縦者」という。)のうち対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者(以下「施設管理者等」という。)

一 が行う同条第三項の規定による管区海上保安本部長への通報は、当該小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次に掲げる事項を記載した別記様式第一号の通報書を、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する海上保安部等(海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地をいう。以下この項において同じ。)
二 の長(当該対象施設周辺地域が同一の管区海上保安本部に置かれる二以上の海上保安部等の管轄区域にわたるときは、そのいずれかの海上保安部等の長。以下「所轄海上保安部等の長」という。)を經由して、当該対象施設周辺地域を管轄する管区海上保安本部長(次条において「所轄本部長」という。)に提出して行うものとする。

一〇七 (略)

八 小型無人機等の飛行に係る機器の登録記号(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三百三十二条の四第三項の規定により通知された登録記号をいう。第五条第一項第七号において同じ。)

2 (略)

(公務操縦者の通報の方法)

第三条 法第十条第二項第三号に掲げる小型無人機等の飛行を行うおとする者(以下「公務操縦者」という。)が行う同条第三項の規定による管区海上保安本部長への通報は、当該小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次に掲げる書類を、所轄海上保安部等の長を經由して、所轄本部長に提出して行うものとする。

一 前条第一項第一号から第三号まで、第七号及び第八号に掲げる事

改正前

(操縦者の通報の方法)

第二条 法第十条第二項第一号又は第二号に掲げる小型無人機等の飛行を行うおとする者(以下「操縦者」という。)のうち対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者(以下「施設管理者等」という。)

一 が行う同条第三項の規定による管区海上保安本部長への通報は、当該小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次に掲げる事項を記載した別記様式第一号の通報書を、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する海上保安部等(海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地をいう。以下この項において同じ。)
二 の長(当該対象施設周辺地域が同一の管区海上保安本部に置かれる二以上の海上保安部等の管轄区域にわたるときは、そのいずれかの海上保安部等の長。以下「所轄海上保安部等の長」という。)を經由して、当該対象施設周辺地域を管轄する管区海上保安本部長(次条において「所轄本部長」という。)に提出して行うものとする。

一〇七 (略)

(新設)

2 (略)

(公務操縦者の通報の方法)

第三条 法第十条第二項第三号に掲げる小型無人機等の飛行を行うおとする者(以下「公務操縦者」という。)が行う同条第三項の規定による管区海上保安本部長への通報は、当該小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次に掲げる書類を、所轄海上保安部等の長を經由して、所轄本部長に提出して行うものとする。

一 前条第一項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項並びに

項並びに次に掲げる事項を記載した別記様式第二号の通報書

イ〜ニ (略)

二 (略)

(操縦者の通報の方法)

第五条 操縦者のうち対象空港管理者又は土地の所有者若しくは占有者(以下「対象空港管理者等」という。)が行う法第十条第三項の規定による対象空港管理者への通報は、小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次に掲げる事項を記載した別記様式第三号の通報書を、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域の対象空港管理者に提出して行うものとする。

一〜六 (略)

七 小型無人機等の飛行に係る機器の登録記号

2 (略)

(公務操縦者の通報の方法)

第六条 公務操縦者が行う法第十条第三項の規定による対象空港管理者への通報は、小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次に掲げる書類を、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域の対象空港管理者に提出して行うものとする。

一 前条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる事項並びに次に掲げる事項を記載した別記様式第四号の通報書

イ〜ハ (略)

二 (略)

(小型無人機等の飛行に係る機器の写真的添付)

第七条 前二条の規定により書類を提出する場合には、当該通報に係る小型無人機等の飛行に係る機器の写真を添付しなければならない。

次に掲げる事項を記載した別記様式第二号の通報書

イ〜ニ (略)

二 (略)

(操縦者の通報の方法)

第五条 操縦者のうち対象空港管理者又は土地の所有者若しくは占有者(以下「対象空港管理者等」という。)が行う法第十条第三項の規定による対象空港管理者への通報は、小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次に掲げる事項を記載した別記様式第三号の通報書を、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域の対象空港管理者に提出して行うものとする。

一〜六 (略)

(新設)

2 (略)

(公務操縦者の通報の方法)

第六条 公務操縦者が行う法第十条第三項の規定による対象空港管理者への通報は、小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次に掲げる書類を、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域の対象空港管理者に提出して行うものとする。

一 前条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項並びに次に掲げる事項を記載した別記様式第四号の通報書

イ〜ハ (略)

二 (略)

(小型無人機等の飛行に係る機器の提示等)

第七条 前二条の規定により書類を提出する場合には、当該通報に係る小型無人機等の飛行に係る機器を対象空港管理者に提示しなければならない。ただし、提示することが困難な場合においては、当該機器の写真を提出すること足りる。

別記様式第一号 (第2条関係)

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条
第3項の規定により通報します。

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

操縦者
氏名

小型無人機等の飛行を行う日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
小型無人機等の飛行を行う目的	
小型無人機等の飛行に係る区域	
操縦者	氏名 生年月日 住所 電話番号
操縦者の勤務先	所在地 電話番号
同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者	氏名 住所 電話番号
船舶	名称 船舶番号等 船舶種 船籍港 総トン数 連絡手段

別記様式第一号 (第2条関係)

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条
第3項の規定により通報します。

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

操縦者
氏名

小型無人機等の飛行を行う日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
小型無人機等の飛行を行う目的	
小型無人機等の飛行に係る区域	
操縦者	氏名 生年月日 住所 電話番号
操縦者の勤務先	所在地 電話番号
同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者	氏名 住所 電話番号
船舶	名称 船舶番号等 船舶種 船籍港 総トン数 連絡手段

機器の種類	
機器の特徴	
製造者	名称
製造番号	登録記号
色	大きさ
種載物	
その他の特徴	
外観	

(写真)

備考	
----	--

- 備考 1 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象が船殻周辺区域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
- 2 操縦者欄には、法第10条第2項第1号又は第2号に掲げる小型無人機等の飛行を行うとする者を記載すること。
 - 3 操縦者の勤務先欄には、操縦者が当該者の勤務先としての小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
 - 4 同意をした対象船殻の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の欄には、操縦者が対象船殻の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の同意を得た者である場合にのみ記載すること。
 - 5 同意をした対象船殻の管理者又は土地の所有者若しくは占有者が複数の場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 6 船舶欄には、操縦者が当該船舶に乗船して小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
 - 7 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
 - 8 登録記号欄には、航空法第132条の4第3項の規定により小型無人機等の飛行に係る機器の登録記号が通知されている場合のみ、当該登録記号を記載すること。
 - 9 外観欄は、小型無人機に航空法第132条の5第1項の規定により登録記号が表示されているときは、省略することができる。
 - 10 不要の欄は、斜線で消すこと。
 - 11 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

機器の種類	
機器の特徴	
製造者	名称
色	大きさ
種載物	製造番号
その他の特徴	
外観	

(写真)

備考	
----	--

- 備考 1 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象が船殻周辺区域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
- 2 操縦者欄には、法第10条第2項第1号又は第2号に掲げる小型無人機等の飛行を行うとする者を記載すること。
 - 3 操縦者の勤務先欄には、操縦者が当該者の勤務先としての小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
 - 4 同意をした対象船殻の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の欄には、操縦者が対象船殻の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の同意を得た者である場合にのみ記載すること。
 - 5 同意をした対象船殻の管理者又は土地の所有者若しくは占有者が複数の場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 6 船舶欄には、操縦者が当該船舶に乗船して小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
 - 7 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- (新設)
- 8 不要の欄は、斜線で消すこと。
 - 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第二号 (第3条関係)

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条
第3項の規定により通報します。

管区海上保安本部長 殿
公務操縦者 氏名
年 月 日

小型無人機等の飛行を行う日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
小型無人機等の飛行を行う目的	
小型無人機等の飛行に係る区域	
公務操縦者	氏名 生年月日 住所 電話番号
公務操縦者の勤務先	名称 所在地 電話番号
小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関	名称 郵便物の所在地 担当者の氏名 電話番号
船舶	名称 船舶番号等 船舶種類 船籍港 総トン数 連絡手段

別記様式第二号 (第3条関係)

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条
第3項の規定により通報します。

管区海上保安本部長 殿
公務操縦者 氏名
年 月 日

小型無人機等の飛行を行う日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
小型無人機等の飛行を行う目的	
小型無人機等の飛行に係る区域	
公務操縦者	氏名 生年月日 住所 電話番号
公務操縦者の勤務先	名称 所在地 電話番号
小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関	名称 郵便物の所在地 担当者の氏名 電話番号
船舶	名称 船舶番号等 船舶種類 船籍港 総トン数 連絡手段

機器の種類	
機器の特徴	
製造者	名称
製造番号	登録記号
色	大きさ
種動物	
その他の特徴	
外観	

(写真)

備考	
----	--

- 備考 1 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
- 公務操縦者欄には、法第10条第2項第3号に掲げる小型無人機等の飛行を行うおうとする者を記載すること。
 - 小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機種の欄には、公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
 - 船舶欄には、公務操縦者が当該船舶に乗船して小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
 - 製造番号欄には、製造番号、管理番号、管理記号、型番号、品番号、品番その他のかななる名称であることを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
 - 登録記号欄には、航空法第132条の4第3項の規定により小型無人機等の飛行に係る機器の登録記号が通知されている場合にかのみ、当該登録記号を記載すること。
 - 外観欄は、小型無人機に航空法第132条の5第1項の規定により登録記号が表示されているときは、省略することができる。
 - 不要の欄は、斜線で消すこと。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

機器の種類	
機器の特徴	
製造者	名称
製造番号	登録記号
色	大きさ
種動物	
その他の特徴	
外観	

(写真)

備考	
----	--

- 備考 1 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
- 公務操縦者欄には、法第10条第2項第3号に掲げる小型無人機等の飛行を行うおうとする者を記載すること。
 - 小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機種の欄には、公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
 - 船舶欄には、公務操縦者が当該船舶に乗船して小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
 - 製造番号欄には、製造番号、管理番号、管理記号、型番号、品番号、品番その他のかななる名称であることを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
 - 登録記号欄には、航空法第132条の4第3項の規定により小型無人機等の飛行に係る機器の登録記号が通知されている場合にかのみ、当該登録記号を記載すること。
 - 外観欄は、斜線で消すこと。
 - 不要の欄は、斜線で消すこと。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第三号 (第5条関係)

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条
第3項の規定により通報します。

対象空港管理者 殿
年 月 日
操縦者 氏名

小型無人機等の飛行を行う日時	年 月 日 時 分から 時まで
小型無人機等の飛行を行う目的	
小型無人機等の飛行に係る区域	
操縦者	氏名 生年月日 住所 電話番号
操縦者の勤務先	所在地 電話番号
同意をした対象空港管理者又は土地の所有者若しくは占有者	氏名 住所 電話番号

別記様式第三号 (第5条関係)

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条
第3項の規定により通報します。

対象空港管理者 殿
年 月 日
操縦者 氏名

小型無人機等の飛行を行う日時	年 月 日 時 分から 時まで
小型無人機等の飛行を行う目的	
小型無人機等の飛行に係る区域	
操縦者	氏名 生年月日 住所 電話番号
操縦者の勤務先	所在地 電話番号
同意をした対象空港管理者又は土地の所有者若しくは占有者	氏名 住所 電話番号

機器の種類	
機器の特徵	
製造者	名称
製造番号	登録記号
色	大きさ
種動物	
その他の特徴	
外観	

(写真)

備考	
----	--

- 備考 1 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
- 2 操縦者欄には、法第10条第2項第1号又は第2号に掲げる小型無人機等の飛行を行うとする者を記載すること。
 - 3 操縦者の勤務先欄には、操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
 - 4 同意をした対象空港管理者又は土地の所有者若しくは占有者の欄には、操縦者が対象空港管理者又は土地の所有者若しくは占有者の同意を得た者である場合にのみ記載すること。
 - 5 同意をした対象空港管理者又は土地の所有者若しくは占有者が複数の場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 6 機器の種類欄には、法第2条第3項に定める小型無人機又は重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則第2条各号に掲げる機器のいずれに該当するかを記載すること。
 - 7 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
 - 8 登録記号欄には、航空法第132条の4第3項の規定により小型無人機等の飛行に係る機器の登録記号が通知されている場合のみ、当該登録記号を記載すること。
 - 9 不要の欄は、斜線で消すこと。
 - 10 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

機器の種類	
機器の特徵	
製造者	名称
製造番号	製造番号
色	大きさ
種動物	種動物
その他の特徴	
外観	

(写真)

備考	
----	--

- 備考 1 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
- 2 操縦者欄には、法第10条第2項第1号又は第2号に掲げる小型無人機等の飛行を行うとする者を記載すること。
 - 3 操縦者の勤務先欄には、操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
 - 4 同意をした対象空港管理者又は土地の所有者若しくは占有者の欄には、操縦者が対象空港管理者又は土地の所有者若しくは占有者の同意を得た者である場合にのみ記載すること。
 - 5 同意をした対象空港管理者又は土地の所有者若しくは占有者が複数の場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 6 機器の種類欄には、法第2条第3項に定める小型無人機又は重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則第2条各号に掲げる機器のいずれに該当するかを記載すること。
 - 7 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
 - 8 不要の欄は、斜線で消すこと。
 - 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第四号 (第6条関係)

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条
第3項の規定により通報します。

年 月 日

対象空港管理者 殿

公務操縦者
氏名

小型無人機等の飛行を行う日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
小型無人機等の飛行を行う目的	
小型無人機等の飛行に係る区域	
公務操縦者	氏名 生年月日 住所 電話番号
公務操縦者の勤務先	名称 所在地 電話番号
小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関	名称 住所 電話番号 担当者の氏名 電話番号

別記様式第四号 (第6条関係)

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条
第3項の規定により通報します。

年 月 日

対象空港管理者 殿

公務操縦者
氏名

小型無人機等の飛行を行う日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
小型無人機等の飛行を行う目的	
小型無人機等の飛行に係る区域	
公務操縦者	氏名 生年月日 住所 電話番号
公務操縦者の勤務先	名称 所在地 電話番号
小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関	名称 住所 電話番号 担当者の氏名 電話番号

機器の種類	
機器の特徴	
製造者	名称
製造番号	登録記号
色	大きさ
種動物	
その他の物	
特 徴	
外 観	

(写真)

備考	
----	--

備考 1 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。

2 公務機従者欄には、法第10条第2項第3号に掲げる小型無人機等の飛行を行うおととする者を記載すること。

3 小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機種の欄には、公務機従者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。

4 機器の種類欄には、法第2条第5項に定める小型無人機又は重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則第2条各号に掲げる機器のいずれに該当するかを記載すること。

5 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他のいかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。

6 登録記号欄には、航空法第132条の4第3項の規定により小型無人機等の飛行に係る機器の登録記号が通知されている場合にかのみ、当該登録記号を記載すること。

7 不要の欄は、斜線で消すこと。

8 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

機器の種類	
機器の特徴	
製造者	名称
製造番号	登録記号
色	大きさ
種動物	
その他の物	
特 徴	
外 観	

(写真)

備考	
----	--

備考 1 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。

2 公務機従者欄には、法第10条第2項第3号に掲げる小型無人機等の飛行を行うおととする者を記載すること。

3 小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機種の欄には、公務機従者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。

4 機器の種類欄には、法第2条第5項に定める小型無人機又は重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則第2条各号に掲げる機器のいずれに該当するかを記載すること。

5 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他のいかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。

6 不要の欄は、斜線で消すこと。

7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



（航空法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 航空法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年国土交通省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(航空法施行規則の一部改正)

第一条 航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

(略)

第二百三十六条の九中「第二百三十六条の三」を「第二百三十六条の十四」に改め、同条を第二百三十六条の二十とし、第二百三十六条の六から第二百三十六条の八までを十一条ずつ繰り下げる。

(略)

(登録の申請)

第二百三十六条の三 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に規定する書類を添付しなければならない。ただし、第一号イ及び第二号に掲げる書類にあつては国土交通大臣が提出を受ける日前六月以内に作成されたものに、その他の書類にあつては国土交通大臣が提出を受ける日において有効なものに限る。

一 所有者が自然人(次号に掲げる者を除く。)である場合 次に掲げる書類のいずれか

イ (略)

ロ 運転免許証等(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第百四条の四第五項(同法第百五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する運転経歴証明書をいう。)、在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カードをいう。)、特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。)、個人番号カード(行政

改正前

(航空法施行規則の一部改正)

第一条 航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

(略)

第二百三十六条の九を第二百三十六条の二十とし、第二百三十六条の六から第二百三十六条の八までを十一条ずつ繰り下げる。

(略)

(登録の申請)

第二百三十六条の三 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に規定する書類を添付しなければならない。ただし、第一号イ及び第二号に掲げる書類にあつては国土交通大臣が提出を受ける日前六月以内に作成されたものに、その他の書類にあつては国土交通大臣が提出を受ける日において有効なものに限る。

一 所有者が自然人(次号に掲げる者を除く。)である場合 次に掲げる書類のいずれか

イ (略)

ロ 運転免許証等(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第百四条の四第五項(同法第百五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する運転経歴証明書をいう。)、在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カードをいう。)、特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。)、個人番号カード(行政

手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は母子健康手帳であつて、当該自然人の氏名、生年月日及び住所の記載があるものその他官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので当該自然人の氏名、生年月日及び住所の記載があるもの（国土交通大臣が指定するものを除く。）のうちいずれか二の写し

二・三（略）

3～5（略）

（略）

第二条（略）

第三条（略）

手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は母子健康手帳であつて、当該自然人の氏名、生年月日及び住所の記載があるものその他官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので当該自然人の氏名、生年月日及び住所の記載があるもの（国土交通大臣が指定するものを除く。）のうちいずれか二の写し

二・三（略）

3～5（略）

（略）

第二条（略）

第三条（略）

附 則

(施行期日)

1 この省令は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）の施行の日（令和四年六月二十日）から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日から航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）第二条の施行の日の前日までの間における第一条の規定による改正後の国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（次項及び第四項において「新規規則」という。）第二条第一項第八号及び別記様式第一号から別記様式第四号までの規定の適用については、同規則第二条第一項第八号中「第三百三十二条の四第三項」とあるのは「第三百三十一条の六第三項」と、別記様式第一号及び別記様式第二号の規定中「~~第132条~~の4第3項」とあるのは「~~第131条~~の6第3項」と、「~~第132条~~の5第1項」とあるのは「~~第131条~~の7第1項」と、別記様式第三号及び別記様式第四号の規定中「~~第132条~~の4第3項」とあるのは「~~第131条~~の6第3項」とする。

3 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空

における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（次項において「旧規則」という。）第
二条、第三条、第五条又は第六条の規定により提出されている通報書は、それぞれ新規則第二条、
第三条、第五条又は第六条の規定により提出されたものとみなす。

4 この省令の施行の前に旧規則第七条本文の規定により行われた機器の提示及び同条ただし書の規
定により行われた写真の提出は、新規則第七条の規定により行われた写真の添付とみなす。